

2025(R7)年度 鳥取県買物環境確保推進交付金

市町村が買物環境確保計画に基づいて主体的に行う事業について、県が包括的・弾力的に支援を行う。

1) 補助対象経費 <支援メニュー例> 店舗整備・改修、設備の整備・移動販売等の支援、拡充、買物に伴う移動支援・担い手確保、支え合いへの支援、買物代行等支援、買物をする機運の醸成支援 等
※ただし、商品券や地域通貨など貨幣価値のある金券類の発行に係る取組は対象外とする。

2) 事業実施主体 市町村・事業者等

3) 県補助限度額 1 市町村につき20,000千円（補助率：市町村負担額の1／2等）
また、店舗に係る次の①及び②の支援を実施する場合は、上記金額に下記金額を加算したうえ、①及び②の支援は下記金額を上限とする。
<加算> ① 1店舗につき土地、建物の取得：10,000千円
②店舗整備・改修、設備の整備：15,000千円



※次の事業に取り組む場合、補助率は市町村負担額の2／3

○「先導的」買物環境整備支援

⇒事業者と連携した貨客混載、移動販売と連携した無人販売拠点整備、スローレジ等の導入といった買物しやすい環境づくり等、将来の持続的な買物環境の維持・確保に向けた県内に横展開可能な先導的な取組をモデル的に支援する

○地域の買物環境確保に向けた先進地視察研修等

⇒地域における店舗運営や買物機運醸成などに向け、関係者等が県内外等の先進地へ視察研修等を行い、運営等に係る知見を得るとともにネットワーク構築を行う

○企画・経営等アドバイザー派遣

⇒地域におけるスーパー運営や買物機運の醸成、店舗の魅力づくりなど、その分野におけるアドバイザーを地域に派遣

○地域主体による買物環境維持・確保事業

⇒地域（地域運営組織・NPO法人・個人等）主体による地域スーパーの設置及び既存地域スーパーの新たな取組に對て支援（※地域スーパーの設置については初動期間として3年間2/3支援を継続）

※地域スーパー：地域自らがハンドリングする形で物販や（集客に通ずる）交流事業など地域が運営するスーパーとして店舗を活用する形態を想定。（単に地域がスーパー事業者に運営を委託するだけでは不可）

※市町村や地域関係者（商工会、住民など）が今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討を行い、買物環境確保をきっかけとした持続可能なまちづくりにつなげる。



2025(R7)年度 鳥取県広域移動販売支援事業費補助金

移動販売エリアが県内の複数市町村にまたがる移動販売事業者を支援します。

※移動販売エリアを単独市町村とする事業者については、鳥取県買物環境確保推進交付金で対応（市町村経由）

1. 移動販売車等導入支援

特に中山間地域や店舗が不足している地域において必要な食料を中心とした生活物資を供給し、県内の複数市町村にまたがるエリアで販売する移動販売車等の導入等を支援

- 1) 補助対象経費** (1) 車両の購入又はリースに要する経費
(2) 事業に必要な設備・備品等の購入、リース、修繕に要する経費
(3) 上記(1)と一体的に実施される事業（P R活動等）に要する経費
(4) その他事業に必要な経費
- 2) 事業実施主体** 県内の複数市町村にまたがる移動販売事業を行う者
- 3) 県補助限度額** 1事業あたり500万円（補助率：県1／2）
(更新は1台あたり300万円（補助率：県1／3）



2. 移動販売車運営費支援

特に中山間地域や店舗が不足している地域において必要な食料を中心とした生活物資を供給する移動販売車の運営費を支援

- 1) 補助対象経費** 燃料費／車検費用／修理費／備品購入費（冬用タイヤ等）
- 2) 事業実施主体** 県内の複数市町村にまたがる移動販売事業を行う者
- 3) 県補助限度額** 1台あたり100万円（1年目）、70万円（2年目）、40万円（3年目以降）
(補助率：市町負担額の1／2)

		交付1年目	交付2年目	交付3年目以降
交付額	一般	補助対象経費×1/2 上限1,000千円／台	補助対象経費×1/2 上限700千円／台	補助対象経費×1/2 上限400千円／台
	特例	活動地域内に事業所がある中小企業者で見守り協定業者かつ辺地等集落対象事業者 ・補助対象経費×1/2（上限1,000千円／台）		

<共通事項>

(注1) 食料品（加工食品、生鮮食品）及び日用品に係る広範（概ね10品目以上とし、日本食品標準成分表2020年版（八訂）表1「食品群別収載食品数」に定める食品群の一類を一品目とみなす。）かつ多数の商品を積載し、予め定めた販売ルートに従い、恒常的に移動販売を実施する移動販売車を対象とする。

(注2) 補助限度額は、「2 補助対象経費」欄に掲げるものに対する補助金の合計額で適用する。